

定期積金
キャンペーン



期間:
2026年4/1(水)~
2027年3/31(水)

わたしがまもる！防災グッズプレゼント！

定期積金(掛込総額 20 万円以上)ご契約いただいた方
もれなく全員に「キャンプスウォータージャグ 8 リットル」
(オレンジorグリーン)をプレゼント！

※個人の方に限ります。
※店頭金利でのお預かりとなります。
※「退職ライフ定期積金」、「春夢一番定期積金」、「年金定期積金」、
「年金予約定期積金」はプレゼント対象外となります。
※原則、プレゼントはお一人様 1 個限りとさせていただきます。



オレンジ



グリーン



片手で簡単に水を注げる



←使い方は動画でチェック

2026年4月1日現在

詳しくはお近くの JA 松山市 各支所・出張所窓口までお問い合わせください。

 JA 松山市

金融部 TEL089-946-1611(代)
〒790-0003 松山市三番町八丁目 325-1



わたしがまもる！防災定期積金

商品概要説明書

2026年4月1日現在

商品名	・定額式定期積金 / 目標式定期積金 (わたしがまもる！防災定期積金)
ご利用いただける方	・個人
期間	・定型方式 6か月、1年、1年6か月、2年、2年6か月、3年、3年6か月、4年、4年6か月、5年、10年 ・期日指定方式 6か月超 10年未満
払込方法 (1)払込方法	・契約期間内で掛金を分割して払込みいただけます。(目標式は、初回で掛金を調整) ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、2021年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
(2)払込金額 (3)払込単位	・1回あたり1,000円以上 ・1円単位
払戻方法	・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	・契約時の約定利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利(約定利回り)は店頭のコピーボードに表示しています。または窓口でお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 (1)初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2)初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合 契約時の約定利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支所・出張所または金融部(電話:089-946-1611)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 愛媛弁護士会(電話:089-941-6279)
その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくはお近くの JA 松山市 各支所・出張所窓口までお問い合わせください。